

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成16年5月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び番号

平成15年12月24日

第707号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市南区久世中久世町五丁目81番地

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市南区久世中久世町四丁目44番地

トタニ技研工業株式会社

代表取締役 戸谷 幹夫

(都市計画局都市景観部開発指導課)